

社会福祉法人慶和会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶和会(以下「慶和会」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等及び費用弁償に関する基本的事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、法令、定款及び評議員会の決議に従うものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、役員等の地位にあることのみに基づいては支給しない。

2 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

3 役員等の報酬等は、次の場合のみ支給する。

(1) 理事長が、法人及び施設運営のための業務に従事する場合
(非常勤) 報酬、賞与

(2) 業務執行理事が、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務に従事する場合(非常勤) 報酬、賞与

※ 非常勤とは、原則週20時間以上32時間未満をいう。

(3) 理事が理事会の決定により慶和会の業務のため出勤した場合
報酬

(4) 役員等が理事会、評議員会に出席した場合 報酬

(5) 監事が監査業務をした場合 報酬

4 前項の報酬等は重複して支給しない。

5 役員等の報酬等は、評議員会において決定した報酬総額の限度内とする。

6 役員等の報酬等は、慶和会の財務状況に応じ、施設長、事務長及び理事長と協議の上、一定期間の減額、又は停止を理事長を通じて要請することができる。

(報酬等の額)

第3条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第3項第1号及び第2号の場合 評議員会で決定する。

※ 前第1号で業務に従事する時間が週20時間に満たない時は、次に定める1時間あたりの報酬額を乗じて得た額を減額して支給する。

※ 1時間あたりの報酬額は、報酬月額に12を乗じて、その額を1週間の従事時間(20時間)に52を乗じたもので除した額をいう。

(2) 第2条第3項第3号及び第4号の場合 日額 8,000円

(3) 第2条第3項第5号の場合 日額 10,000円

2 賞与の額は、あらかじめ基準額を定めず、支給する場合には慶和会の業績等を勘案し理事会で協議しその都度支給額を決定する。

(報酬等の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬

ア 第2条第3項第1号、第2号及び第3号の場合

毎月10日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる)に前月分を支払うものとする。

イ 第2条第3項第4号及び第5号の場合

支払事由が発生したその都度支給するものとする。

(2) 賞与 毎年7月及び12月に支給することができる。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(交通費)

第5条 役員等の交通費は、次のとおり支給する。ただし、第2条第2項第1号及び第2号の業務の場合は支給しない。

(1) 片道10km未満 0円

(2) 片道10km以上 1,000円

(3) 片道30km以上 2,000円

(旅費)

第6条 役員等が理事長の命により職務のために出張するときは、慶和会職員旅費規程を準用した旅費を支給する。

(附則)

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。